平成２３年（フ）第５０号
山梨県大月市初狩町中初狩198番地４
債務者　中村　浩子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
岐阜県美濃市2599番地３
債務者　岩原まゆみ
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３２２号
岐阜市南鶉１丁目19番地２メゾンオオシマＢ号棟201号室
債務者　橋本　由紀
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３５号
岐阜市白木町28番地１県営白木町住宅507号室
債務者　坂口　孝子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３５２号
岐阜県美濃加茂市太田町4306番地
債務者　金田冨美代
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
岐阜県下呂市幸田1172番地３
債務者　細江　宏和
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
兵庫県加古川市平岡町一色西２丁目32番地の１　ネオハイツ一色102号
債務者　谷口　隆司
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５７５号
広島市南区南蟹屋１丁目３番31―405号
債務者　梅田　里美（旧姓秋田）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０８号
広島市安佐南区長楽寺１丁目83番24号
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６２号
広島市東区山根町38番１―106号　グランドハイツ山根
債務者　宮崎　節子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３３号
広島市東区牛田東３丁目37番３号
債務者　鮎澤　栄実
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４号
愛媛県四国中央市土居町小林1767番地第２
債務者　豊田　隆敏
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第８９号
愛媛県西条市大浜字猿谷6345―43、住民票上の住所愛媛県新居浜市七宝台町乙73番地の９
債務者　笹川　咲美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第９０号
愛媛県四国中央市金生町下分110番地メゾンパピエ704号
債務者　安藤　佳水
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第９４号
愛媛県四国中央市中之庄町603番地14
債務者　横内　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第９５号
愛媛県四国中央市中之庄町603番地14
債務者　横内久美子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第９７号
愛媛県西条市三津屋東９番６　まつきマンション303号、前住所埼玉県所沢市大字上安松447番地の１　サンウィングＢ―101
債務者　松木　晃一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
松山地方裁判所西条支部